石川県教育委員会事務局等処務規程　新旧対照表

改正案	現行
（専決事項） 第十四条　略 ２～５　略 ６　出先機関等の副館長、副所長又は次長（次項において「副館長等」という。）の専決事項は、出先機関等の長があらかじめ指定した事項とする。 ７　略 （出先機関等の長の代決） 第二十一条　出先機関等の長が不在のときは、出先機関にあっては総務課長が、副館長を置く教育機関等にあっては副館長が、副所長を置く教育機関等にあっては副所長が、次長を置く教育機関等にあっては次長が、その他の出先機関等にあっては、軽易な照会、回答に限り、出先機関等の長があらかじめ指定した職員が代決する。 第八十二条　削除	（専決事項） 第十四条　略 ２～５　略 ６　出先機関等の副館長　又は次長（次項において「副館長等」という。）の専決事項は、出先機関等の長があらかじめ指定した事項とする。 ７　略 （出先機関等の長の代決） 第二十一条　出先機関等の長が不在のときは、出先機関にあっては総務課長が、副館長を置く教育機関等にあっては副館長が　、次長を置く教育機関等にあっては次長が、その他の出先機関等にあっては、軽易な照会、回答に限り、出先機関等の長があらかじめ指定した職員が代決する。 （本庁の当直） 第八十二条　本庁の当直については、知事の協議によって当直にあたるものとする。 ２　前項の当直に関する事項については、石川県処務規程の定めるところによる。